

三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主任研究員 妹尾 康志氏

新しい日常の 新しい観光

(11)

人には移動の自由がある半面、さまざまな制限や障壁（バリア）もある。代表的な障壁としては国境や言語があるが、高齢や障害などのほか、けがや妊娠、小さな子連れなどでの制約も、誰もが直面する移動困難な状況といえる。

これらの障害を取り除く取り組みは一般に「バリアフリー」と呼ばれる。この言葉の響きに障害者に対する特別な設備や対応という限定的な印象を受ける人も多く、より幅広い意味を認めるために「ユニバーサル」「アクセシブル」などの名称を用いる人もいる。

そもそも観光は移動で定義されており、移動の円滑化は観光の円滑化ともいえる重要な課題である。なかでも宿泊施設、特に周囲からの支援が得にくく、滞在時間が長い「客室」のバリアフリー化は、旅行に積極的な移動困難者からの注目度が高い。

2006年施行の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）は、延べ床面積2000平方㍍以上かつ50室以上の宿泊施設に、車いす使用者が円滑に利用できる客室を「1室以上」設けることを義務づ

けた。19年9月には、要求水準が「総客室数の1%以上」に拡大され、大規模宿泊施設には、ほぼ車いす使用者向けの客室が設置されていると考えてよいだろう。

ただし、多くの施設は義務の範囲の対応にとどめている。少子高齢化で車いす使用者は年々増えていると推定されるが、各施設はこれを商機とはとらえていないことを端的に示している。

一方、車いす使用者用以外の一般客室でも段差をなくしたり、通路や出入り口幅を拡張したりすることで助かる移動困難者も多い。そこで条例で一般客室の整備水準を高める自治体も出てきた。例えば東京都は「建築物バリアフリー条例」で、移動困難度が軽度であれば、一般旅行者と同じように利用できる程度の設備水準を一般客室に義務づけ、整備を促している。

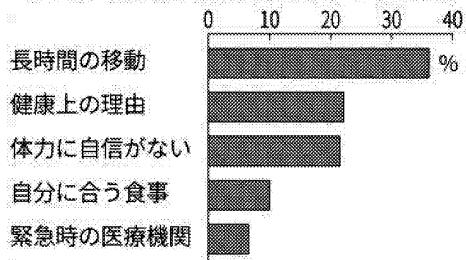
当社の「シニア層の国内宿泊旅行に関する意識調査」（15年）では、国内宿泊旅行の不安要素として「長時間の移動」（36.1%）を挙げた方が多く、長距離移動に対する体力・健康面での不安が、移動困難者に旅行を控えさせる要因となっていたことがうかがえる。

しかし、ウィズコロナ時代となり「近くに泊まる」意識が高まってきた。今後は移動困難者による宿泊需要の取り込みを商機ととらえ、戦略的な施設整備を行う宿泊施設も増えるだろう。

インバウンド（訪日外国人）は商機との認識が広がったことで、多言語対応が一気に進展した。バリアフリー化も同様の進展が期待できる。これは移動困難者にとって宿泊地の選択肢が広がり、メリットが大きい。移動困難者の旅行が活性化することで、新しい宿泊需要が生まれると考える。

需要創出するバリアフリー

シニア層の国内宿泊旅行の不安要素



(出所)三菱UFJリサーチ&コンサルティング
・楽天共同「シニア層の国内宿泊旅行に関する意識調査」（2015年）